

災害時における要配慮者等の避難輸送の協力に関する協定書

小千谷市（以下「甲」という。）と小千谷ハイヤー協会（以下「乙」という。）とは、災害時における要配慮者等の避難輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小千谷市内において、災害等が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策を円滑に遂行することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他異常な自然現象または大規模な火災などの非常な状態をいう。
- (2) 「要配慮者」とは、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 要配慮者、避難救援活動を行うために必要な人員等の輸送業務
- (2) 応急対策を行うために必要な物資の輸送業務
- (3) 災害の状況及び被害情報の収集

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、公共輸送機関としての責務を十分に自覚し、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して輸送業務等の協力を行うものとする。

2 乙は、平常時においても甲が実施する防災訓練等へ業務に支障をきたさない範囲で参加するものとする。

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づき、乙が甲の要請により輸送等に要した経費については、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、輸送等終了後、乙の提出する報告書に基づき、災害等が発生する直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の支払い）

第7条 輸送協力を要した経費は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに経費を乙に支払うものとする。

（旅客及び第三者に対する責任等）

第8条 乙は、第3条により要請された業務の運行に際し、乙の責に帰する理由により、旅客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。また、その際に生じた業務従事者に対する災害補償も乙が負うものとする。

（燃料確保及び車両の通行）

第9条 甲は、乙が第3条により要請された業務の運行に際し、必要な燃料を確保できるように努める。

2 甲は、乙が第3条により要請された業務の運行に際し、車両を緊急又は優先車両として通行できる

ように可能な範囲で支援するものとする。

(配慮事項)

第 10 条 甲は、第 3 条の規定により乙に協力要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入制限が出されている地域への輸送を避けるなど、輸送業務従事者の生命の安全に配慮するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第 11 条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するよう努めるものとする。

(1)甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加

(2)その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

(連絡担当者)

第 12 条 この協定の実施に当たり、甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を決め、災害時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協定の期間)

第 13 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者押印の上、各 1 通を保有する。

平成 31 年 1 月 21 日

甲 小千谷市城内 2 丁目 7 番 5 号

小千谷市長 大塚 昇一

乙 小千谷市平成 2 丁目 1 番 1 7 号

小千谷ハイヤー協会 会長 横田 隆

小千谷市本町 2 丁目 1 番 6 号

小千谷タクシー株式会社 代表取締役 西巻 一男

小千谷市平成 2 丁目 1 番 1 7 号

中央タクシー株式会社 代表取締役 横田 隆